

■平成28年度日本・ラオス共同研究

法務総合研究所は、ラオスでは日本の長年の支援により民法典が成立間近であることを踏まえ、平成29年2月27日（月）から同年3月7日（火）までの間、大阪において、ラオス民法典起草担当者を招へいし、民法関連法整備に関する研究やラオスにおける投資環境整備状況の日本の企業関係者等への周知等を目的として、「平成28年度日本・ラオス共同研究」を実施しました。同研究では、登記制度や民事保全制度に関する講義、裁判所及び運輸支局訪問、シンポジウム実施等を実施しました。



【松尾教授及び大川講師による講義（大阪中之島合同庁舎国際会議室）】

研究員は、ラオス民法典起草に深く関与された慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授及び摂南大学法学部の大川謙蔵講師から、「ラオス民法と登記制度」等について、講義を受けました。ラオスでは、民法関連法整備の一つとして登記法の整備が考えられることから、講義内容に対する研究員の関心は高く、ラオスで登記法を整備する場合の問題点等について、白熱した議論がなされました。



【国際協力部東尾教官による講義（同上）】

研究員は、当部東尾教官から、大阪地方裁判所第1民事部（保全部）への訪問に先立ち、日本の民事保全制度に関する講義を受けました。研修員は、訴え提起前から手続が開始さ

れる日本の民事保全制度への関心が高く、法理論のみならず、実際の運用における問題点等についても、熱心に質問をしていました。